

# 市政情報 BOX

## 2月19日に防災行政無線とメール配信で防災訓練

ジェイアラート(J-ALERT(全国瞬時警報システム)による「緊急情報(国民保護)伝達訓練」を実施します。

全国一斉に行われる非常時の機器動作確認のための訓練で、防災行政無線の試験放送とまいつるメール配信サービスのテスト配信を行います。

【日時】2月19日(水)11時ごろ

【内容】

- ◆防災行政無線…市内に設置している屋外スピーカーと戸別受信機から一斉に試験放送
- ◆まいつるメール配信サービス…防災情報の登録者に試験メールを一斉配信

※気象状況などにより、訓練を中止する場合あり。

▶詳しくは、危機管理・防災課(☎66・1089)へ。

## プレミアム付商品券は2月末までに使用してください

消費税増税の影響緩和や地域消費の喚起・下支えのため販売していた市プレミアム付商品券の使用期間は2月29日(木)まで。期間内にご使用ください。期間を過ぎると使用できなくなり、残った商品券の換金や払い戻しはできないためご注意ください。

▶詳しくは、福祉企画課(☎66・1011)へ。

## 戦没者遺族に関する困りごとは専門の相談員へ

国から委嘱を受けた相談員が戦没者遺族の恩給や給付金・弔慰金の受給、生活上の困りごとの相談に応じます。

- ◆東・中・大浦地区…坪倉大作さん(☎62・6471)
- ◆西・加佐地区…南房夫さん(☎75・0402)

《福祉企画課》

## 事前登録本人通知制度への登録を

戸籍謄本などの証明書が誰かに請求され交付した場合、その交付の事実を通知する事前登録本人通知制度。1人でも多くの皆さんが登録することで、不正請求などの犯罪に対する抑止力になります。2月1日からは、登録者自署の申出書1枚で同一世帯か同一戸籍の人も登録できるようになりました。

▶詳しくは、市民課(☎66・1002)へ。

## 地域のタカラを守ろう!文化財の保全に補助

文化財として価値が高いと認められる神社や寺院、地域に伝わる貴重な文化資料・伝統行事の保全に対し市の補助があります。相談期間は2月28日(金)まで。

【対象】◆明治時代以前に建てられた神社・寺院などの建物の修理◆江戸時代以前の仏像や仏画・ふすま絵など美術工芸品の保存やその保存に必要な収蔵庫の整備◆戦前から伝承されている民俗芸能、伝統行事で用いられる太鼓、屋台などの修理や衣装の購入 など

▶詳しくは、文化振興課(☎66・1019)へ。

## 自動販売機 設置事業者を募集

公共施設に設置する自動販売機設置事業者の一般競争入札を実施。

【設置期間】4月1日(水)~来年3月31日(水)

【設置場所】前島みなの公園など19カ所(20物件)

【種類】清涼飲料水、アイスクリーム

【申し込み方法】所定の用紙(資産マネジメント推進課に備え付け。市ホームページからダウンロード可)に必要書類を添えて郵送か同課窓口へ。2月7日(金)必着。

【候補者の決定】2月14日(金)に決定。落札候補者のみにファクスと郵送で通知。

▶詳しくは、資産マネジメント推進課(☎66・1045)へ。

## 放課後児童クラブの申し込みを受け付け

4月からの放課後児童クラブの利用申し込みを受け付け。対象や利用の要件などは以下のとおり。

【対象】保護者が仕事などで昼間家庭にいない小学生

【実施施設・定員】

◆児童センターふたば(40人)

◆なかすじ保育園放課後児童クラブ(40人)◆南舞鶴・新舞鶴・三笠・倉梯・倉梯第二・与保呂・志楽・朝来・大浦・中舞鶴・明倫・吉原・余内・池内・中筋・福井・高野・岡田・由良川小学校区の児童クラブ(各20~25人)

※新舞鶴・中筋は各3クラブ。倉梯・志楽・明倫・余内は各2クラブ

【利用時間】

放課後~18時30分(土曜日や長期休業期間などは8時~18時30分)

【利用料】

◆2月、5月、6月、9月、10月、11月…5,000円

◆1月、12月…6,000円◆3月、4月、7月…7,000円

◆8月…9,000円

※同一世帯で兄弟姉妹が同時に利用する場合、2人目から半額。

※保険料などが別途必要

【申し込み方法】

所定の用紙(各児童クラブ、子ども支援課、西支所保健福祉係に備え付け。市ホームページからダウンロード可)に就労証明書などの必要書類を添えて、2月14日(金)までに希望の児童クラブか同課、同係へ提出(期限厳守)。

【利用者の決定】多数の場合、児童の学年や保護者の勤務状況などを考慮し決定。

▶詳しくは、子ども支援課(☎66・1008)へ。

## 第46回舞鶴市都市計画審議会

【日時】2月19日(水)14時から

【場所】市役所本館

【内容】下記の2案について京都府へ案を申し出ることを諮問。

◆舞鶴都市計画区域区分の変更(喜多地区、堂奥地区、小倉地区)…喜多地区と堂奥地区の一部を市街化調整区域に変更し、小倉地区の一部を市街化区域に変更

◆舞鶴都市計画道路の変更(溝尻小倉線)…区域区分の変更に伴い、幅員、終点を変更

▶詳しくは、都市計画課(☎66・1048)へ。

## 介護用品支給チケット案内

介護保険で要介護4・5と認定された市民税非課税世帯の65歳以上の人を在宅で介護している家族に対し、介護用品の支給申請書を送付します。

▶詳しくは、高齢者支援課(☎66・1018)へ。

## 障害福祉サービス重複利用者などの負担を軽減

平成31年3月~令和2年2月に利用した障害福祉サービスの負担を軽減するため、所得区分ごとに定めた利用者負担の上限額の超過分を支給します。

◆高額障害福祉サービス費

【内容】利用者負担額(月額、高額介護サービスなどで償還された費用や食・光熱水費などは除く)の合計が、国が定める上限額(37,200円)を超えた分

【対象の世帯】

◆障害福祉サービス(介護給付・訓練等給付)や児童福祉法に基づく児童通所支援(児童発達支援・放課後等デイサービス)、障害児施設を利用する人が複数いるか同一児童が両方のサービスを利用している◆障害福祉サービスと補装具、障害福祉サービスと介護保険のサービスを併せて利用している人がいる(障害福祉サービス費の負担額が0円の人は対象外)◆特定の障害福祉サービスを5年以上利用した人が65歳になり、それと同等の介護保険制度のサービスを利用し一定の条件に該当する

※ただし、児童の場合は利用するサービスのうち最も負担上限額の高い額

◆重複利用者への支給

【内容】利用者負担額(月額)の合計が、府・市の定める上限額(下表)を超えた分

【対象のサービス】

◆自立支援医療(更生医療・育成医療・精神通院医療)◆在宅生活者の障害福祉サービス◆補装具

【重複利用者負担の上限月額】

所得階層区分		月額(上限)
生活保護世帯		なし
市民税非課税世帯	収入が年間80万円(障害基礎年金2級相当)以下 障害基礎年金1級および特別障害者手当のみ	7,500円
市民税課税世帯	上記以外	12,300円
市民税課税世帯	市民税所得割16万円未満	18,600円
市民税課税世帯	市民税所得割16万円以上	37,200円

【申請方法】口座振込に必要なもの(印鑑、通帳など)と利用したサービスの領収書を持参し、3月13日(金)までに障害福祉・国民年金課(☎66・1033、FAX62・7957)か子ども支援課(☎66・1094、FAX62・7957)、西支所保健福祉係(☎77・2253、FAX77・1800)へ。

## 市議会3月定例会

(予定)

市議会3月定例会の日程は右表のとおり。いずれも傍聴可。定員は本会議が先着各38人、委員会が先着各15人。

《手話通訳者・要約筆記者を配置》聴覚などに障害がある人は傍聴時に事前予約で利用可。詳しくは、市議会ホームページで。

▶詳しくは、議会事務局(☎66・1060)へ。

日時	内容	場所
2月25日(水)10時30分から	本会議(議案提案)	市議会議場
3月6日(金)10時から	本会議(代表質問(一般質問))	
9日(月)10時から	本会議(一般質問)	
10日(火)10時から	本会議(一般質問、議案質疑)	議員協議会室
12日(木)9時から	市民文教	
13日(金)13時から	福祉健康	
16日(月)9時から	産業建設	
17日(火)9時から	総務消防	
23日(月)13時から	予算決算委員会	市議会議場
27日(金)10時30分から	本会議(委員長報告、討論、採決)	

※3月6日は一般質問通告者の人数により代表質問後引き続き一般質問を行う場合あり。※日程は変更になることがあります。